

2 災害に係る住家の被害認定に関する要望について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震においては、石川県内では7万6千棟を超える住家被害が生じている。被災者の一日でも早い生活再建につなげるために、罹災証明書を希望する被災者に対して速やかに交付することが極めて重要である。

罹災証明書の交付には、被災者の住家被害の状況に基づき、被害の程度を認定する必要がある。先般、応援自治体の職員が住家の被害の程度に関する最終的な判定事務に従事可能との見解が国から示された。一方で、内閣府による損害程度を判定する方法が複雑であり、認定できる件数が限られることから、内閣府より令和6年1月13日付事務連絡「令和6年能登半島地震に係る罹災証明書の迅速な交付に向けた留意事項等について」が発出され、第一次調査の簡素化などが図られている。こうした簡略化された住家被害認定の判定方法をすべての地震災害に適用できるよう制度変更することはもとより、更なる見直しを行い、罹災証明書の交付を加速させる必要がある。

首都直下地震など、関東地方において大規模な災害が発生した場合、住家被害は甚大となることが見込まれる。被災者の円滑な生活再建のためには、判定方法の簡略化に加え、現行の住家被害認定の判定基準を被災者の視点に立って抜本的に見直すことが求められる。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 住家被害認定の判定方法を徹底して簡略化すること

内閣府の示す被害の判定方法では、損傷程度の判定基準が曖昧なことに加え、損傷程度に損傷部分の割合を乗じて損傷率を算出するなど、手法が複雑であることから、一件の認定に時間を要している。

このため、住家の被害程度の判定方法を徹底して簡略化するこ

と。加えて、デジタルツインやA Iなどの最新技術も活用し、認定業務が速やかに実施できるようにすること。

2 住家被害認定の判定基準の考え方を抜本的に見直すこと

現在の住家被害認定の判定基準は、住家の損傷程度により細かく区分されたものとなっているが、被災者の円滑な生活再建を促進する観点から、建て替えの可否を判定基準にする等、抜本的な見直しを行うこと。